



令和5年 第2回
本別町議会臨時会会議録

自 令和5年 4月26日
至 令和5年 4月26日

本別町議会

令和5年本別町議会第2回臨時会会議録

令和5年4月26日（水曜日） 午前10時02分開会

○議事日程

| | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第29号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 5 | 議案第30号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 6 | 議案第31号 | 本別町税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第32号 | 本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約について |
| 日程第 8 | 同意第 1号 | 固定資産評価員選任について同意を求める件 |
| 日程第 9 | | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

| | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第29号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 5 | 議案第30号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 6 | 議案第31号 | 本別町税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第32号 | 本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約について |
| 日程第 8 | 同意第 1号 | 固定資産評価員選任について同意を求める件 |
| 日程第 9 | | 議員派遣の件 |

○出席議員（12名）

| | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 篠原義彦 | 副議長 | 11番 | 柏崎秀行 |
| | 1番 | 宮本やよい | | 2番 | 加藤徹己 |
| | 3番 | 丑若浩行 | | 4番 | 水谷令子 |
| | 5番 | 梅村智秀 | | 6番 | 石山憲司 |
| | 7番 | 藤田直美 | | 8番 | 方川一郎 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---------------|---|---------|-----------------|---------|
| 町 | 長 | 佐々木 基 裕 | 副 町 長 | 村 本 信 幸 |
| 会 計 管 理 者 | | 藤 野 和 幸 | 総 務 課 長 | 三 品 正 哉 |
| 農 林 課 長 | | 篠 原 順 彦 | 保 健 福 祉 課 長 | 長 屋 和 幸 |
| 住 民 課 長 | | 宮 口 淳 哉 | 健 康 ・ こ ど も 課 長 | 高 橋 紀 尊 |
| 建 設 水 道 課 長 | | 加 藤 勉 | 企 画 財 政 課 長 | 松 本 秀 規 |
| 未 来 創 造 課 長 | | 野 崎 昌 也 | 老 人 ホ ー ム 所 長 | 前 佛 清 治 |
| 国 保 病 院 事 務 長 | | 小 川 芳 幸 | 総 務 課 主 幹 | 上 原 章 司 |
| 建 設 水 道 課 主 幹 | | 小 出 勝 栄 | 総 務 課 主 査 | 石 川 雅 康 |
| 教 育 長 | | 高 橋 哲 也 | 教 育 次 長 | 武 田 敏 英 |
| 社 会 教 育 課 長 | | 千 代 孝 徳 | 農 委 事 務 局 長 | 舩 舘 憲 |
| 選 管 事 務 局 長 | | 三 品 正 哉 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------|-------|
| 事 務 局 長 | 中 川 雅 之 | 総 務 担 当 主 査 | 越 後 忠 |
| 総 務 担 当 主 事 | 今 井 綾 香 | | |

開会宣告（午前10時02分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和5年第2回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、梅村智秀議員、宮本やよい議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第5号専決処分報告。公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 報告第5号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、除雪作業中における公用車両の事故であります。

令和5年1月26日午前10時30分頃、公用車両である除雪専用車、帯広〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町押帯405番地3地先において、除雪作業中に車両前方に設置されているプラウが電柱に接触し破損させたものです。

事故後直ちに、所有者へ謝罪と破損状況を確認し、4月3日に示談が成立し、民法第695条の規定に基づき和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金379,761円と定め、本別町が所有者に対し、支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後はこのような事故を起こさないよう、より一層交通安全への意識を高め、安全運行に努めてまいります。

以上、報告第5号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みとします。

次に、報告第6号専決処分報告。令和5年度本別町一般会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第6号専決処分報告。

令和5年度本別町一般会計補正予算（第1回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,924万7,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金38万円の増額補正は、先ほど報告いたしました公用車両の事故に起因する電柱の損傷に係る損害賠償金として支払うものであります。

上段1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入38万円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みとします。

次に、報告第7号専決処分報告。令和5年度本別町一般会計補正予算（第2回）について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第7号専決処分報告。

令和5年度本別町一般会計補正予算（第2回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ70億3,934万7,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。17款1項1目寄付金、4節教育費寄付金10万円の増額補正は、図書購入費として本別町内にお住まいの匿名の方からの指定寄付金でございます。

次の2、歳出であります。10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費10万円の増額補正は、寄付者の意向により図書館館内図書を購入するものであります。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みとします。

次に、報告第8号専決処分報告。令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第8号専決処分報告。

令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,761万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入ですが、3款1項1目寄付金、1節指定寄付金13万円の増額補正は、池田町○○○○○○○○○○にお住まいの樋渡義彦様から3万円の寄付を、匿名の方から10万円の寄付をいただいております。

下段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、17節備品購入費、施設等備品といたしまして、空気清浄機1台の購入13万円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みとします。

次に、監査委員から令和5年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第29号

○議長（篠原義彦） 日程第4 議案第29号令和5年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第29号令和5年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備のための経費の増額等が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,450万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

上段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金7万6,000円の増額補正は、4月1日付人事異動に伴い障がい者相談支援従事者資格取得のための研修受講料を計上するものです。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料25万3,000円の増額及び2段下、3目予防費、1節報酬から12節委託料までの合計168万2,000円の増額は、5月から実施される令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費を計上するものであります。

2目母子保健費、22節償還金利子及び割引料20万4,000円の増額は令和3年度の産後ケア事業に係る国庫補助金額の確定による返還金、3目予防費、22節償還金利子及び割引料294万3,000円の増額は、令和3年度における新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金等の額の確定により、返還金が生じたことによる増額であります。

次に、戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、1段目の10款1項1目地方交付税322万3,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するもの、2段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金50万1,000円の増額及び3段目の2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金143万4,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたコロナワクチン接種事業に対する負担金及び補助金であります。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第3回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） 5ページ、6ページ、3目予防費、12節委託料についてですが、本町における年代別の接種率について伺います。また、コロナワクチンによって副反応、重症者、体調不良者、そういう方町内にも多数存在していることが確認されていますが、それについてどれぐらいの把握がなされているのか、またそのような町民の救済について、町独自の対応策や検討していることがあればお聞きします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 宮本議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の本別町における年代別の接種率ということなんですけれども、まず幼児5歳から11歳が0.8%、それと一般12歳から64歳、これが43.28%、あと65歳の高齢者が69.63%になっております。

それとあと2番目のコロナワクチンの副反応についてということで、救済のそういう申込みというのがあるのかということなんですけれども、町には直接来ておりません。独自の救済措置もしておりません。国のホームページにも書いてありますけれども、国で実施している内容の救済措置についての受け付けはしております。以上です。

補足なんですけれども、全世代3回目ということでよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今町のほうには一切救済制度とかはない、報告とかはないということでしたが、実際にワクチンを打った後で体調不良がひどくて家から出れなくなった方だったり、仕事もできなくなったっていう方が実際にいらっしゃいますが、そういう方の把握とかはされていないということでもよろしいでしょうか。

救済制度、国の制度で、町独自ではそういう方に対してそうなった場合はどうしているかという、検討していることとかもないということでもよろしいでしょうか。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 答弁いたします。

まず、直接町のほうにはそういう健康被害の方という方はいらっしゃっていません。そしてあと町独自でということなんですけれども、このコロナワクチンについては国の事業でありますので、その国の事業に沿って実施しております、救済措置についてもそのような形で進めております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは4款衛生費でございます。11節役務費で通信運搬費、こちら令和5年度の新型コロナワクチン接種体制構築のための経費ということで計上されてございますが、この対象者に対する周知や連絡の方法についてはどのようなもの

となっているのか、お伺いをいたします。

続き、12節委託料でございます。業務委託料で予防接種技術50万1,000円の計上がございます。こちら積算の内容についてお伺いをいたします。

また下段でございますが、維持管理委託料といたしましてディープフリーザーワクチン維持管理で61万5,000円の計上がございます。こちら積算の内容についてお伺いをいたします。

またこの間においてでございますが、この本町において先ほど御答弁の中で全世代3回目ということで御説明いただいたところでございますが、この令和5年度の新型コロナワクチン接種体制の対象者数というのは何名になられるのか。先ほど接種率につきまして年代別で御答弁いただいておりますので、対象者となる方の年代別での対象者数、数をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 御質問にお答えいたします。

まず役務費の通信料の関係なんですけれども、これ健康管理センターに受付の1回線を設けて受け付けを行なうということでの予算計上になっております。今まではコールセンター、別に設けまして行なっておりましたけれども、今回はそのようなことではなくて、健康管理センターで受け付けをするに当たって1回線増やし、また電話料増やすという中身になっております。

次に、予防接種技術の50万1,000円の内容なんですけれども、これ医療機関に支払う予防接種技術料ということで、一人頭2,277円ということになっております。それで個別接種は400名を想定しておりますが、当初予算で180人みておりましたので、残りの220名を補正として計上しております。

それと次のディープフリーザーワクチンの61万5,000円なんですけれども、これは新型コロナワクチンの性質上、低温での管理が必要だということで、医療機関に支払う委託料になっております。内容につきましては、1日1万円の30日、それで電気料が1日250円の30日ということで、1月30万7,500円になります。その2か月分ということで61万5,000円ってということで計上させていただいております。

そしてあと郵便料のことなんですけれども、周知の方法については町広報へチラシ折り込みで行ないます。できたらかけはしの5月15日号と考えております。今回の案内は個別案内、いわゆる接種券を一律送付するってということではありませんので、チラシを見て接種を希望される方、健康管理センターに申し込んでいただいた方に接種券を送付いたします。その郵便料となっております。

そして本町においての対象者数は400人と想定しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） お答えいたします。

年齢別なんですけれども、一応65歳以上の方2,426名に、これは年代別はちょっと押さえていないんですけれども、若い基礎疾患のある方、あと医療従事者、それを合わせて400名の方。対象者は65歳以上の方2,426名、年代別は押さえていないんですけれども、若い基礎疾患の方、医療従事者を想定しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは11節役務費についてお伺いをいたします。

御答弁から今回は一律送付ではなく個別の案内である、問合せ申込者に対して個別の案内であるということが御答弁の中であったところがございますが、この周知や申込者等に対してもですが、特に注意喚起を促したり懸念される点、または町として留意される点というのが特別この体制においてあればお伺いをいたします。

続きまして、12節の委託料のうち予防接種技術の部分でございます。こちらにつきまして、この体制全般についてでございますけれども、ただいま御答弁いただいた中では当初予算で180名で見込んでいたところ400名に今回補正と、220名の補正を行なってということがございます。これまでの接種率や実績等から400名と見込んでいると捉えてよろしいのかお伺いをするのと、今回の新型コロナワクチンの接種体制というものについて、改めて、先ほど全世代3回目というような御答弁もいただいたところがございますので、今回どのような方が対象になるのか、今回の接種体制の概要について改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 先ほどのチラシについてなんですけれども、一応国の事業でありますので、国の事業に沿った形の中でのチラシになると考えております。

それと接種者の対象なんですけれども、65歳以上の方、基礎疾患のある方、括弧5歳以上って書いてあります、それとあと医療従事者、高齢者施設の従事者っていうことであります。

あと220名の関係なんですけれども、議員言われたように一応想定ということで220名ということでさせていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず周知等について改めてお伺いをいたしますが、こちら広報でも案内をされるということでしたが、町としてこの新型コロナワクチンの接種体制の構築、または御案内等に際しまして、特に留意される点とか懸念される点等を何か、どのような形で御案内、周知していくのかという点について改めてお伺いをいたします。これは申込者に対してもでございますが、多分広報等については編集は町で行なうものですから、さきに御答弁いただいた国の事業ですからという、国が作成した印刷物をそのままプリントアウトして折り込むってということにはならないと思いますので、町としてはどのような注意喚起等を行なっていくのかという点、提案に際してお考えがあれば具体的にお伺いをいたします。

続きまして、この新型コロナワクチンの接種体制の構築での見込み、対象者数として

400名と見込んでいるところについてですが、400名と見込まれた根拠というものについては、どのようなお考えから400名と見込まれたのか改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） チラシの内容につきましては、まずうちの町で受けるということなものですから、受付の体制、どういう形で受け付けしていただくか。そして期間がありますので、いついつ期間でどこの会場でやるかってことをまず記載させていただきます。先ほど御答弁いたしました接種対象者の内容、あとは副反応のリスクというか、予防接種の効果と副反応のリスク、双方にしっかり情報確認していただいた上で接種を受けてくださいということの内容で配布する予定であります。

それとあと対象者数の400名の根拠ということなんですけれども、一応予防接種、初回一、二回をした方、65歳以上の方が2,426名、先ほどいますということで答弁させていただいたんですけど、そのうち想定なんですけれども、そのうちオミクロン株の接種した方が964名おりますので、大体その3分の1程度だろうと、それに若い基礎疾患の方、医療従事者合わせておおむね400名ぐらいということで想定しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号令和5年度本別町一般会計補正予算（第3回）について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号令和5年度本別町一般会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第30号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第30号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第30号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予

算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度国民健康保険災害等臨時特例補助金の額の確定により、補助金の返還が生じたことによる増額であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,847万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料2万2,000円の増額補正は、令和3年度国民健康保険災害等臨時特例補助金の額の確定により、補助金の返還が生じたことによるものです。

上段1、歳入であります。6款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金2万2,000円の増額補正は、償還金の増額に伴う収支の調整であります。

以上、令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第31号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第31号本別町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第31号本別町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴うものです。それでは改正の概要について説明させていただきます。

まず、森林環境税の導入に伴う改正についてです。森林環境税は令和6年度から課税される国税で、税額は年額1,000円となり、その賦課徴収は個人住民税と併せて行なうこととなるため、賦課徴収に関する規定の整備を行なうものです。なお、この森林環境税は都道府県を通じ国に納付され、その全額が森林環境贈与税の原資となります。

次に、住民税に係る改正についてですが、給与所得者の扶養親族等申告書で前年提出内容に変更がない場合の記載事項の簡素化や、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の令和9年度までの3年間の適用期限の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の令和8年度までの3年間の適用期限の延長などについて行なうものです。

固定資産税については、長寿命化に資する大規模修繕を行なったマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を3分の1とする規定や、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例などが主な改正となっています。

軽自動車税については、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが原動機付自転車の三輪以上のものから除外され区分が変わったことによる税率の変更や、感染症対策によって15か月延長されていた消費税引き上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置の規定の削除、環境性能の良い車に適用される種別割のグリーン化特例の適用期間の3年間の延長が主なものとなっております。

以上、改正の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） ただいま、柏崎議員から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

説明を省略することの動議を採決いたします。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号本別町税条例の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

○住民課長（宮口淳哉） よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま改正内容について説明をいただいたわけですが、非常に多分野なものですから、例えば町民納税者への主な影響というような形で1例、2例程度の説明いただければ少し分かりやすいのかなと思うんですけれども、可能であればそういう説明をしていただきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

まず森林環境税ですけれども、こちら年額1,000円の国税ということで課税されますけれども、現在個人住民税に課税されております復興税、こちらのほうが令和5年度でなくなりますので、そちら1,000円がなくなりますけれども代わりに森林環境税が入るということで、町民の負担は変わりなく、個人住民税均等割分5,000円は変わらないということになっております。

続きまして、軽自動車税の関係ですけれども、環境性能割の非課税及び税率の特例ということで、臨時的軽減措置の規定が削除された分に関してですけれども、こちら環境性能割というものが車両の取得価格と車両の燃費基準値達成度に応じたもので課税されるものでありますから、購入時にその方が買った車の価格と性能によって変わるということで、ちょっとこちらでは試算のほうは不可能となっております。

それと種別割の税率の特例のグリーン化特例の件ですけれども、こちらこれまで75%軽減というものが延長されるんですけれども、対象となる車が電気自動車ですとか燃料電池自動車ということで非常に登録される台数が少ないということです。軽自動車ですので車種も限定されます。昨年度の登録台数も3台程度ということです。今後あまり対象となる方はいらっしゃらないのかなと思いますが、こちら75%の軽減は自家用乗用車で電気軽自動車を購入した場合は軽減額が8,100円程度の軽減となりまして、そちら年間に5台登録があったとしても町のほうの影響額としては4万円程度ということで試算しております。

あと大規模改修のマンションに対する軽減ですけれども、こちらにつきましても対象となるマンションというのが築20年以上で10戸以上のマンション、さらにこれまで長寿命化工事、屋根とか床の防水ですとか外壁塗装、こちらのほうを1回以上実施しているマンション、さらに工事に必要な積立金の確保がされているか、さらにそちらの積立金の引き上げをしてマンション管理計画認定制度というものをクリアしているかということでなかなか条件がいろいろありまして、町内には20年以上10戸以上のマンションというものは6棟ありますけれども、そちらのマンションのほうはマンション管理計画の認定を受けているかですとか、積立金があるかなどによって対象になるかならないかというところですので、ちょっと対象になるマンションが少ないのかなというところでこちらみております。

（発言する者あり）

○住民課長（宮口淳哉） 以上とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま町内のマンションの件で認定になるマンションは少ないんじゃないかという話なんです、これはこういうことでこれからも認定が受けれるような対応というのは個々のマンションの所有者になるんですか、ができるということなんでしょうか。できる可能性があるということなんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

こちらのマンション管理化計画の認定ですけれども、ちょっと内容までちょっと今押さえておりません。認定に際しましてマンション管理士という方からの認定が必要だということにして、なかなかハードルが高いのかなと思われま。恐らく長寿命化の工事と言いますか、屋根の防水ですとか外壁の塗装、こちらのほうはされるマンションはあるのかなと思いますが、現在調べたマンションによりますと、なかなか人が入っていない非常に古いマンションですとか、建ったばかりでまだ必要のないものですとかがあります。一応対象の工事、今回で3年を期限としておりますので、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、2か年ですね、5年度6年度の間に完了した長寿命化工事に対して該当するということになっておりますので、こちらその先期限が延長されるかというのはまだ分かっておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号本別町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第32号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第32号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約締結に当たりましては、

予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的につきましては、本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区で、工事内容につきましては、曝気装置2基の更新をするものであります。契約の方法につきましては、指名競争入札によるもので、指名委員会は令和5年3月27日に開催し、指名業者につきましては、日立造船株式会社北海道支社、水i n gエンジニアリング株式会社北海道支社、新栄クリエイト株式会社、愛知時計電機株式会社札幌支店、株式会社荏原製作所北海道支店、水道機工株式会社札幌営業所、巴工業株式会社札幌営業所の7者を選定いたしました。

令和5年3月30日に指名通知を行ない、令和5年4月20日に入札を執行しております。契約金額につきましては7,238万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、札幌市中央区北3条西4丁目1番地1日立造船株式会社北海道支社支社長戸田憲治であり、仮契約につきましては、令和5年4月24日に行なっております。工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和6年3月19日となっております。

以上、議案第32号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約についての提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 曝気装置2基の更新ということなのですが、新しい機械を更新するということで、処理能力や処理の能率等については向上というか、この新しい装置というのはどのようなことになるのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 御質問にお答えいたします。

一応機械の仕様としましてはほぼ変わらず、流入される流入水の濁度と言いますか、汚れによって機器の選定が変わりまして、今ついている機械が7.5キロワットの機械になっております。それが流入水のちょっと悪化がありまして、11キロワットの機械に変更になります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約

についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 同意第1号

○議長(篠原義彦) 日程第8 同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件を議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

(宮口住民課長退席)

午前11時04分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長(佐々木基裕)〔登壇〕 同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町固定資産評価員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの本町住民課長であります宮口淳哉さんを適任と判断し選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これから同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 07 分 休憩

(宮口住民課長復席)

午前 11 時 07 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 9 議員派遣の件

○議長（篠原義彦） 日程第 9 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 129 条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員派遣をしたいと思えます。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 2 回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前 11 時 08 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年4月26日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 梅 村 智 秀

署名議員 宮 本 やよい